

令和5年12月1日
許可 第5-10号

許 可 証

住 所 中標津町東32条北1丁目2番地
氏 名 株式会社 中村運輸興業
代表取締役 竹 嶋 哲 也

令和5年10月30日に申請のあった一般廃棄物（伐木、抜根、伐開物、新築木屑、解体材、すきとり物、流木及び木くず）収集運搬業の許可については、下記の条件を付けて許可する。

中標津町長 西 村 稔



記

1. 許可の期間
令和5年12月1日から令和7年11月30日まで
2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び中標津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。
3. 収集運搬業で登録を行った車両については、許可年月日及び許可番号を表示（簡易表示で可能）すること。
4. 許可申請事項を変更しようとする場合は、あらかじめ第4号様式（第14条関係）「許可申請事項変更届」を提出すること。
5. 本許可書を紛失、又はき損した場合は、第6号様式（第17条関係）「許可書更新（再交付）申請書」により再交付を受けること。
6. 許可業者は、その業務を廃止、又は休止しようとする場合は、第7号様式（第18条関係）「業務廃止（休止）届」を廃止、又は休止しようとする日の30日前までに提出すること。
7. 許可業者は、その業務実績について、毎月第8号の1様式「一般廃棄物（伐木、抜根、伐開物、新築木屑、解体材、すきとり物）処理業務実績報告書」を作成し、翌月の10日までに報告すること。
8. 新築木屑、解体材については個人で解体等実施した場合該当とする。